

福井県 医療措置協定に関する質問と回答

No	医療機関 分類	日付	質問	回答
1	病院・ 診療所	3月8日	発熱外来について、検査数は自院で検体の採取から検査の実施を行う核酸検出検査のみを計上することであるが、新型コロナウイルス対応時当院では抗原定性検査のみ行っていた。自院でPCR検査を実施できない場合、発熱外来は0人/日とするべきでしょうか。その場合発熱外来に関する協定は不可ということでしょうか。	検査が実施できない場合でも、発熱外来のみでの協定締結が可能です。 例：自院でPCR検査を行っていないが、発熱外来を実施できる場合 発熱外来5人/日 検査の実施能力0人/日 自院で1日3件までPCR検査を実施できるが、超えた分については外部に検査を委託する場合 発熱外来5人/日 検査の実施能力3人/日 自院で全て検査を実施できる場合 発熱外来 5人/日 検査の実施能力5人/日 このいずれの場合でも協定の締結が可能です。
2	病院・ 診療所	3月8日	協定書案のうち、第5条第2項において、「新興感染症」と記載されていますが、「新型インフルエンザ等感染症等」に読み替えればよいでしょうか。	ご指摘の箇所については、新型インフルエンザ等感染症等と読み替えてください。正式な協定書案を送付する際に、当該箇所を修正いたします。
3	病院・ 診療所	3月8日	自宅療養者への医療の提供について、電話対応は新型コロナウイルス時の特例措置でした。・新興感染症対応時の電話/オンライン診療の可否は、常時可能の場合に可とするのか、特例で電話診療が可能になった場合に可とするのかどちらを回答すればよいでしょうか。	電話/オンライン診療については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限時的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）と同様の特例措置が適用された場合を前提とします。
4	病院・ 診療所	3月8日	電話/オンライン診療は、項目を分けて協定を締結した方が良いのではないのでしょうか。オンライン診療を行っていない医療機関の場合、電話での診療は特例がなければ不可能だと思われます。	電話かオンライン診療のどちらかに対応可能であれば対応可能として協定を締結します。 電話もしくはオンライン診療のどちらで対応いただくについては、実際に新興感染症が発生した際に各医療機関と相談の上、対応していく予定です。
5	病院・ 診療所	3月8日	医療人材派遣について、どの程度の頻度・間隔で派遣依頼があるかわからない状況では回答が困難です。月当たり延べ〇人等、協定書の記載方法を変更できないでしょうか。	新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、派遣することが可能であった実人数を参考にしてください。 実際に新興感染症が発生した際の派遣の頻度や間隔等については、各医療機関と相談の上、対応していく予定です。
6	病院・ 診療所	3月8日	DMAT/DPAT派遣に関しては、チームとしての派遣要請があるのでしょうか。上段2行の医療担当・予防業務対応とは別項目にしているのは、医療・予防業務とは異なる入院調整のコーディネートセンター執務に限定されているためでしょうか。	対応いただく業務によっては、災害救助法に基づいてDMAT・DPATとしての派遣要請があることも考えられます。 「感染症医療担当従事者」には、感染症患者に対する医療を担当していただき、「感染症予防等業務対応関係者」には、感染症の予防およびまん延を防止するための医療提供体制の確保に従事していただくことを予定しています。 その上で、本協定におけるDMAT・DPATとしての派遣については、入院コーディネートセンター業務や大規模クラスターへの対応等を考えております。
7	病院・ 診療所	3月8日	新型コロナウイルスにおいては、小児・周産期エソソとしてコーディネートセンターへの出務はなかったと思いますが、LINE等で情報共有が行われ、入院調整の担当者としての分担割り振りがあったと聞いています。妊産婦の入院調整は、今回の協定書のなかの人材派遣に含まれますか。	入院コーディネートセンターの業務を担っていただくこととなりますので、感染症予防等業務対応関係者として計上してください。
8	全医療機関	3月8日	協定締結後、内容の変更は可能でしょうか。また、その際、変更届の様式はありますか。	協定締結後も随時内容の変更が可能です。変更届の様式は定めていませんので、メールやFAX等で県保健予防課にご連絡ください。 なお、管理者の変更のみの場合には、協定の効果は自動的に引き継がれますので、変更手続きは不要です。  【連絡先】 福井県 健康福祉部 健康医療局 保健予防課 メール：iryousochi@pref.fukui.lg.jp FAX：0776-20-0772 TEL：0776-20-0351 ※できるだけメールでのお問い合わせにご協力ください。

福井県 医療措置協定に関する質問と回答

No	医療機関 分類	日付	質問	回答
9	全医療機関	3月8日	協定の有効期間はいつからいつまでになりますか。	協定の有効期間については、協定締結日から令和9年3月31日までとなります。有効期間満了の30日前までに、医療機関、県のどちらからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新とするものとし、その後も同様としています。
10	全医療機関	3月8日	協定にはどの程度拘束力があるのでしょうか。院内での感染拡大時等、場合によって協定による措置を講じることができないことが考えられます。	<p>協定による医療措置については、感染症の流行・まん延時において自動的に対応をお願いするものではなく、感染状況に応じた県の要請を経て、実施をお願いするものです。また、感染症の性状等が事前の想定と大きく異なる場合は、協定内容の変更等も考えられます。</p> <p>これらを前提として、法令では、医療機関の管理者が「正当な理由」なく協定に基づく措置を講じない場合、県は、勧告、指示、さらに指示に従わない場合に公表ができることとされていますが、こうした対応の前には、地域の医療体制全体を十分勘案しながら事前の調整を行います。</p> <p>なお、上の「正当な理由」は、感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断とされ、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合</li> <li>・ ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合</li> <li>・ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合</li> </ul> <p>といった、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと判断できる場合は、協定の履行ができなくても「正当な理由」と考えられます。</p>
11	全医療機関	3月8日	迅速な医療提供体制提供のため、大臣による公表前（県からの要請前）において、発熱外来設置などの医療提供に向けて準備を進めた場合も第5条の費用補助の対象になるのでしょうか。	基本的には知事の要請後に行った措置のみが費用補助の対象となると考えられますが、詳細については新型コロナウイルス感染症等が発生した際に、その感染症の性状にあわせて定めることとされております。
12	全医療機関	3月8日	協定書では発生の公表後6か月までの対応が記載されています。6か月以降は、協定で定めた医療措置がそのまま適応されるのか、それとも随時県と医療機関で協議を行い、内容を変更していくのでしょうか。	協定書第1条のとおり、協定締結医療機関は、新型コロナウイルス感染症等発生等公表期間の間は、知事の要請に応じて医療措置を講じていただく必要があります。6か月以降は、発生の公表後6か月までに確保した医療提供体制を維持していくことを想定しています。
13	全医療機関	3月8日	第3条の措置についての経費は、公的機関であっても補助対象となるのでしょうか。	公的機関であっても補助対象となる予定です。
14	全医療機関	3月8日	第10条の医療機関が医療従事者に参加させる研修の具体的な内容は、外部の機関が実施する研修については県が実施していただけるのか。	研修や訓練については、県等の自治体や医師会等の外部機関が実施するものへの参加も対象としております。県でも来年度研修を実施する予定です。